

共謀罪（組織犯罪準備罪）の創設に断固反対する決議

1 過去3度にわたって強い反対のうへ廃案になったにもかかわらず今秋の国会に再提出すると報道された「共謀罪」の創設法案（組織犯罪処罰法改正案。同法案では創設する「共謀罪」内容の罪の略称を「組織犯罪準備罪」としている。）は、いったん提出が見送られた。しかし、本法案では、これまでの批判をかわすかのような条文修正をしたうえ、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けての“対テロ対策”であることを前面に押し出していることから、政府は本法案を早晚提出し、成立に向けて動くと思われる。

2 今回提出が予定されている政府案は、これまでの政府原案と比較し、①適用対象が単に「団体」としていたものを「組織的犯罪集団」（目的が四年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体）へ、②犯罪の「遂行を共謀した者」を「遂行を二人以上で計画した者」へそれぞれ変更し、その処罰にあたっては、③計画をした誰によって、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」という要件を付し、「共謀罪」に対するこれまでの批判を踏まえて上記の“限定”を加え、あたかも問題点は解消したかのように見せかけてきている。

しかし、「組織的犯罪集団」を明確に定義することは困難であり、捜査機関の恣意的な判断で対象が拡大するおそれがあるうえ、その対象犯罪は600以上にもなり、限定されたものとは到底いえない。また、「準備行為」要件を付したと言っても該当する行為に限定はなく有効な限定要件とはならないうえ、「準備行為」に該当するか否かは行為者の意図との関連で判断せざるを得ず、結局のところ取締の対象は「共謀」に向けられることとなる。そして、「計画」は結局「共謀」の言い換えに過ぎないことからすれば、本法案も『共謀を処罰する』という法的性質は旧法案と何ら変わっていない。

3 日本の刑事制度は、既遂犯処罰を原則とし、極めて重大な犯罪にのみ未遂・予備・準備の段階での処罰を可能とし、あくまで法益が侵害されあるいはその危険性が生じた場合にのみ処罰の対象とすることにより、法益侵害の危険性がない内心における自由を保障している。しかし、共謀罪は、法益侵害の危険性に関係なく内心段階で処罰するもので、現行刑法と相反する。また、犯罪構成要件が限定され明確にされていることにより行動の自由を保障するというのが刑法上の原則であるが、約600以上の犯罪について内心段階から処罰できるとされれば、処罰対象が広範であるばかりか、いかなる行為が処罰対象になるのかあいまいとなり、国民の行動の自由を著しく制限することになる。

加えて、共謀罪法案が成立すれば、捜査機関の国民への監視強化は免れない。適用対象である「組織的犯罪集団」という定義が不明確のため、該当性判断が捜査機関に委ねられ、広く様々な「団体」に対する捜査を容認してしまう危険性がある。運用によっては民主団体も捜査対象となりうるため、団体活動への日常的な監視の根拠とさ

れかねない。また、共謀罪は「意思の連絡」を処罰するものであるから、室内会話、電話、携帯電話、FAX、電子メール、フェイスブックやツイッターまで捜査の対象となり、「内心」を調査する目的での捜査が横行するおそれがあり、国民のプライバシーに及ぼす影響は計り知れない。

そして、2016年通常国会で成立した盗聴法拡大・司法取引導入を内容とする「改正」刑事訴訟法等により、捜査機関の監視・密告社会の危険性は増した。共謀罪の捜査のために、拡大された盗聴法により国民の日常生活が盗聴され、司法取引により密告を奨励して共謀罪で処罰することを招くこととなる。

- 4 共謀罪法案は、「国連越境犯罪防止条約」締結のために必要な国内法整備として立案されたと政府は説明するが、そもそも、本条約を締結するために共謀罪を整備することが不要なことはこれまでも再三論じられてきた。

本条約が規制の対象としている組織犯罪は、国境を超えて活動するマフィア、麻薬の密輸や人身売買などを行っている集団による経済犯罪である。そのような組織犯罪集団の関与する犯罪行為については、日本は、未遂以前の段階で処罰できる刑法制度をすでに確立しているのであり、600以上もの犯罪における共謀段階での処罰をする法案は全く必要とされていない。

- 5 以上のとおり、共謀罪は、そもそも立法事実がなく、犯罪構成要件があまりにも広汎かつ不明確であって、刑法の人権保障機能に反し、かつ、国家による国民監視を強化させることとなる。

自由法曹団は、共謀罪法案に断固として反対し、法案が国会に提出され、成立されることのないよう尽力する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会